

令和5年4月20日(木)午後1時30分開始
流山市生涯学習センター A102・103会議室

令和5年度流山市地域公共交通活性化協議会 第1回分科会
(事業者分科会) 次第

開 会

議題1 流山ぐりーんバスの位置づけについて(報告)

議題2 流山ぐりーんバスの運賃改定について(協議)

その他(報告・連絡など)

閉 会

令和5年4月20日(木)午後2時30分開始
流山市生涯学習センター A102・103会議室

令和5年度流山市地域公共交通活性化協議会 第1回分科会
(市民分科会 事業者分科会 併催) 次第

開 会

議題1 流山ぐりーんバスの位置づけについて(報告)

議題2 流山ぐりーんバスの運賃改定について(協議)

議題3 平方地区の公共交通確保について(協議)

議題4 マタニティタクシー利用助成制度について(報告)

その他(報告・連絡など)

閉 会

流山ぐりーんバスの位置づけについて

・流山市におけるコミュニティバス導入の経緯

平成17年8月につくばエクスプレスが開業に伴い、市内の公共交通環境が大きく変化することから、平成16年度に「流山市公共交通体系策定調査」を実施し、鉄道を主軸とし、鉄道とバス網の連携による利便性の高い公共交通体系を構築することとした。

駅と周辺市街地の移動の利便性を高める端末交通機関の充実を図ることを重点とし、バス交通の整備を図る中で、路線バス網の再編と合わせ、コミュニティバスの導入が検討された。

・流山ぐりーんバス運行開始当初の基本ルール

1. 「駅から徒歩圏外で一定の人口集積があり、高齢者が多く、路線バスが運行していない住宅地と駅を結ぶこと」を基本として運行
2. 収支率：原則として1路線ごとに50%以上
3. 運行事業費全体補填額5,000万以内（6ルート目が運行されたときに廃止となった）

・流山ぐりーんバスの変遷

「流山市公共交通体系策定調査」において当初6路線の導入が検討されたが、市財政への影響を考慮する必要があることから段階的な導入をすることとし、初期導入として平成17年11月に①～③路線が選定され運行開始となった。

- ① 江戸川台東ルート
- ② 江戸川台西ルート
- ③ 松ヶ丘ルート
- ④ 西初石ルート（平成19年3月運行開始）
- ⑤ 美田・駒木台ルート（平成21年3月運行開始）
- ⑥ 南流山ルート（平成29年4月運行開始）

・流山ぐりーんバスの位置づけ（役割）

道路幅員が狭隘であることなど、民間バス路線の運行が困難な住宅地内と鉄道駅間を結ぶことを目的とする。

流山ぐりーんバスの新たなルート導入や既存のルートの継続・サービスの見直しに当たっては、この役割に整合したものであること。

裏面 流山ぐりーんバス導入のルール参照

流山ぐりんバス導入の手引きから抜粋

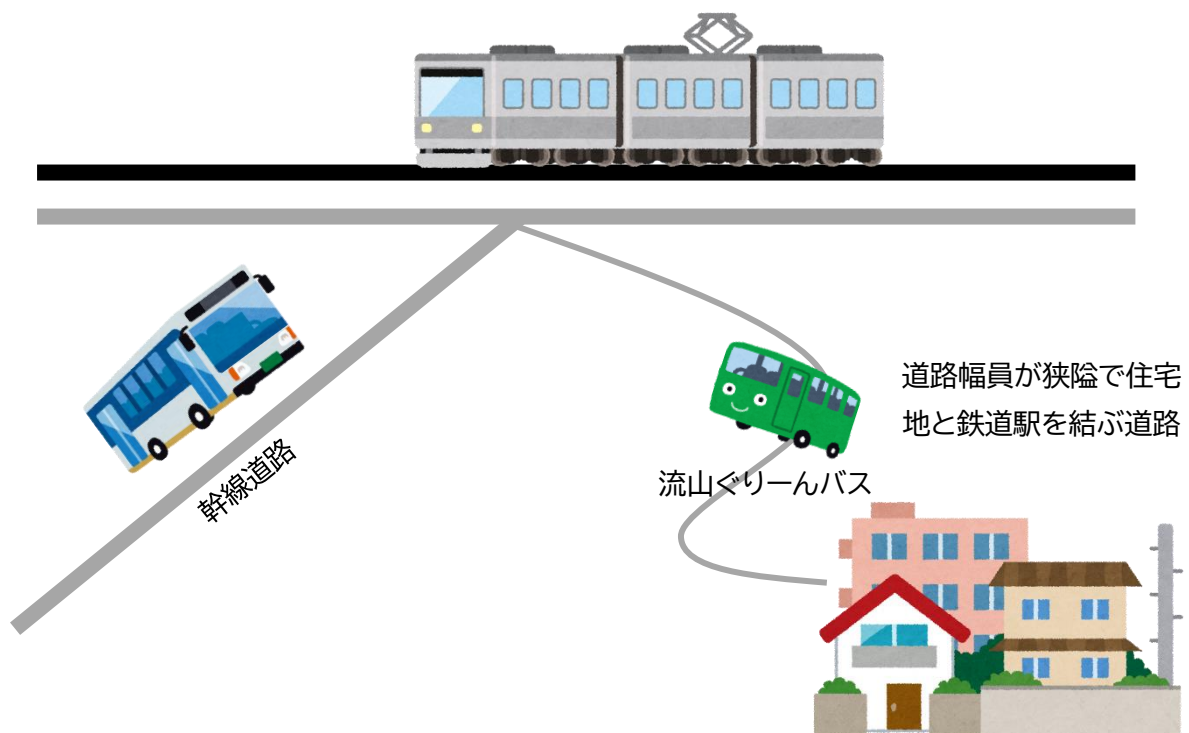
3. 市内公共交通における流山ぐりんバスの役割

- 流山市内には、鉄道、民間路線バス、タクシー・福祉タクシー、流山ぐりんバスの公共交通機関があります。
- これらの交通機関のなかで、流山ぐりんバスは以下のような役割を担っています。

市内公共交通における流山ぐりんバスの役割

道路幅員が狭隘であることなど、民間バス路線の運行が困難な住宅地内と鉄道駅間を結ぶことを目的として、市が路線運行を行うコミュニティバス

- 流山ぐりんバスの新たなルート導入や既存ルートの継続・サービスの見直しに当たっては、この役割に整合したものであることが必要です。



流山ぐりーんバス 運賃改定について

1. 運賃改定の目的

- 民間路線バス運賃との格差是正
 - ・運賃の値上げ
- 収支安定化
 - ・運行経費増への対応

2. 運賃の考え方

- 現在
 - 定額制運賃（乗車距離に関わらず一定額を支払う）
- 改定後
 - 対距離制運賃（乗車距離に応じて支払額が変わる）
 - 民間事業者の運賃と同程度の額で設定

※循環路線の運賃設定

→行きと帰りの運賃が同額となるように設定
（右図を参照）

循環路線における
運賃設定のイメージ図



※上図の場合、170円(安い方)を採用

3. 新運賃（案）

現行運賃

松ヶ丘・野々下ルート以外

定額運賃	160円
------	------

松ヶ丘・野々下ルート

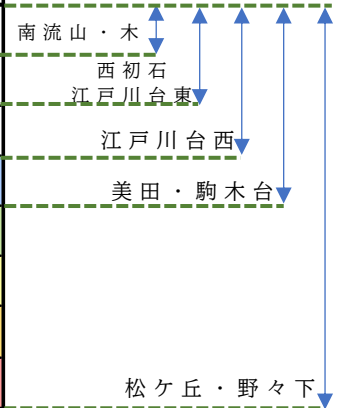
キロ程	運賃
5.5km未満	160円
5.5km～6.5km	180円
6.5km～7.5km	190円
7.5km～8.5km	200円
8.5km～9.5km	210円
9.5km～	220円

運賃改定案

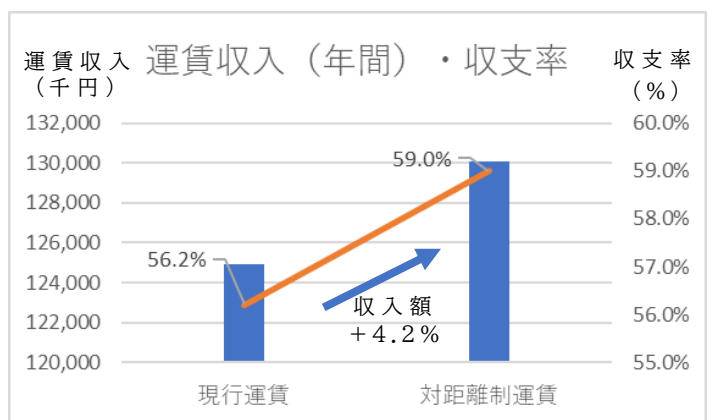
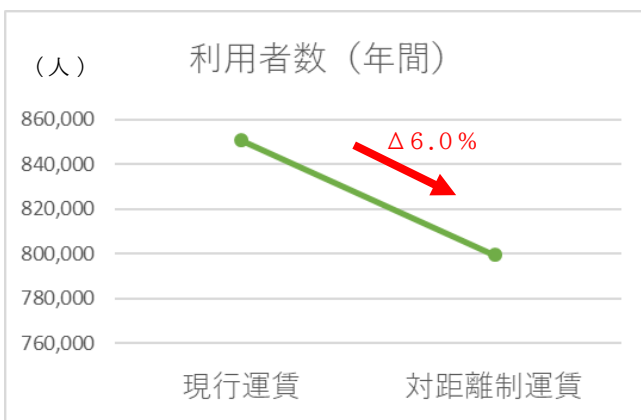
全 6 ルート

キロ程	運賃
3.0km未満（初乗り）	170円
3.0km～4.0km	180円
4.0km～5.0km	200円
5.0km～6.0km	230円
6.0km～7.0km	250円
7.0km～8.0km	280円
8.0km～9.0km	300円
9.0km～	320円

※各ルートの
運賃価格帯



4. 利用者数および収入額・収支率の変化（シミュレーション結果）



5. 各ルートの利用者数の変化（シミュレーション結果）

ルート名	利用者数（人/年）		利用者数 増減数 （人）	利用者数 増減率 （%）
	現行運賃	運賃改定後		
江戸川台西ルート	131,040	122,304	△ 8,736	△6.7%
江戸川台東ルート	131,404	130,312	△ 1,092	△0.9%
西初石ルート	123,396	115,388	△ 8,008	△6.5%
美田・駒木台ルート	101,556	87,724	△ 13,832	△13.7%
松ヶ丘・野々下ルート	265,356	251,160	△ 14,196	△5.4%
南流山・木ルート	97,916	93,548	△ 4,368	△4.5%
全ルート合計	850,668	800,436	△ 50,232	△6.0%

6. 各ルートの収支率の変化（シミュレーション結果）

ルート名	収支率		収支率 増減 （ポイント）
	現行運賃	運賃改定後	
江戸川台西ルート	73.5%	72.8%	△ 0.7
江戸川台東ルート	60.0%	64.0%	4.0
西初石ルート	47.3%	46.4%	△ 0.9
美田・駒木台ルート	46.1%	47.3%	1.2
松ヶ丘・野々下ルート	56.8%	64.3%	7.5
南流山・木ルート	55.9%	53.3%	△ 2.6
全ルート合計	56.2%	59.0%	2.8

※現行運賃の収支率は、令和4年度（4月～2月）の実績値

7. 運賃改定による他公共交通等への移行（シミュレーション結果）

	利用者数 増減数 （人/年）	他交通機関等への移行		
		民間路線バス	タクシー・車	その他※
全ルート合計	△ 50,232	34,722	6,676	8,834

※自転車・バイク・徒歩など

平方地区の公共交通確保について

・平方地区の概要等について

令和4年12月・・・「真和自治会内にぐりーんバスを通す会」の地域組織立ち上げ

令和5年1月・・・地域公共交通活性化協議会にて地域組織立ち上げについて報告し、今後平方地区の公共交通について検討を開始することとした。



・民間事業者によるサービスの提供

民間でのサービス提供の可否について、民間バス事業者に検討を依頼中。

・流山ぐりーんバス導入の検討

この地域は以前、ぐりーんバスの運行をしていたが、収支率25%を推移しており継続不可と判断し廃線となった。このことから、高齢化による公共交通への需要は増加するが、運行経費の増加及び高齢者割引を考慮すると、ぐりーんバスの導入は難しいと考える。

・代替手段導入の検討

タクシーを活用した代替手段の検討にあたっては、タクシー事業者に相談の上、まずは地域で相乗りによる新規タクシー利用の需要を調査することで、新たな地域公共交通の導入を本当に必要としているかを観測していくこととしたい。

流山市 マタニティタクシー 利用助成制度について

まちづくり推進課 交通計画推進室

TEL：04-7150-6090

FAX：04-7158-9777

Mail：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp



※この制度は、妊産婦さんの移動に関する不安を軽減するほか、市内公共交通の利用を促進するために、タクシー運賃の一部を助成するものです。



事業の概要について

- 令和5年4月1日から、流山市に住民票がある妊産婦さんが健診や通院、出産に伴う入退院のために利用したタクシー料金（迎車料金などを含む）の一部を助成します。
- 助成の対象となるのは、母子健康手帳を受け取った日から出産後の退院時までの間に利用したタクシー料金です。（令和5年4月1日以降に利用したものに限りです。）
- 助成対象のタクシー事業者は、本パンフレット下部に記載のある事業者に限ります。

助成金額について

- 助成金額：料金の実支出額分（実費分）を助成します。
※ただし、タクシー利用1回あたりの助成上限は2,000円です。
また、1回の妊娠につき20,000円を上限とします。

利用の方法について

- 健診などのためにタクシーを利用する際に、運転手から領収書（※レシートでも可）を受け取ってください。
※アプリなどで配車した場合は、領収画面のスクリーンショットなどでも可
- 以下の書類をまちづくり推進課までご提出ください。
 - 申請書（第1号様式）※流山市のホームページから印刷してください。
 - 申請者の氏名と母子健康手帳の交付日がわかるもの（母子健康手帳の表紙など）
 - タクシーを利用した健診日や受診日・退院日がわかるもの（母子健康手帳の「妊娠の経過」や「退院時の記録」のページや、病院の領収書など）
 - タクシーの利用日及び運賃がわかる書類の写し（タクシーの領収書など）
- 申請できる期間は、**母子手帳の交付後1年間**です。
※申請期間内であれば、複数回に分けての申請も可能です。
- 申請方法の詳細などは、流山市ホームページをご覧ください。
※右のQRコードからもアクセス可能です。



<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002088/1002101/1040158/1040167.html>

ご利用いただけるタクシー事業者 (カッコ内は、各社が主に待機している鉄道駅)

流山タクシー (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・初石・江戸川台)	☎04-7158-3141	エミタスタクシー柏 (初石・流山おおたかの森・南柏)	☎0120-328-840
富士タクシー (流山おおたかの森・豊四季)	☎04-7143-6935	京成タクシーあたご (江戸川台)	☎04-7122-2107
新登交通 (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・江戸川台)	☎04-7157-3220	丸川タクシー (運河)	☎04-7129-4007
ARM TAXI (南流山・流山・流山セントラルパーク・流山おおたかの森・江戸川台)	☎04-7157-3177	個人タクシー 山口タクシー 湯原タクシー	☎080-6760-8229 ☎090-3404-0253